

一般財団法人 日本リハビリテーション振興会定款

(平成25年 4月 1日 認 可)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人日本リハビリテーション振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都小金井市に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、リハビリテーション技術の研究開発を行うとともに、リハビリテーション技術者を養成することにより、リハビリテーション技術の水準を向上させ、もって社会の福祉に寄与することを目的とする。

(目的事業)

第 4 条 本会は、前条に掲げる目的を達成するため、以下の事業を実施する。

一 リハビリテーション技術者養成のための「社会医学技術学院」を設置・運営し、1都6県（神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、長野）に臨床実習施設、研修施設の確保を図り教育を実施する

二 保健・医療・福祉関連職種の縦割りの垣根を越え、裾野の広い人間的な教育力を養うための講座を設け、リハビリテーション技術者の養成力の向上を図り、社会福祉に貢献する

三 リハビリテーション技術の研究開発を推進するため、研究助成金制度を設け、リハビリテーション分野の医療・福祉に従事する者を対象に、研究助成金を交付する

四 リハビリテーション技術に関する情報の収集は、教員が各都、県及び市の理学療法士協会・作業療法士協会、各関係学会及び各関係研究会等に入会し、新技術等知識の収集を行い、当該情報の普及啓発を図るため、広報誌の発行を実施し、更なるリハビリテーション技術の水準を向上させる

なお、前号の研究助成金制度による研究報告書についても広報誌に掲載する

- 五 リハビリテーション技術に関する知識の普及啓発の一環として、当該知識を必要とする個人及び団体等から講師依頼があれば、講師の派遣を実施する
- 六 リハビリテーションに関連する業務を主とした自治体・団体の委託事業を受託、実施する。（平成28年3月23日 本号追加）
- 2 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業。
- 3 第1項に掲げる事業実施等の地域範囲は、日本全国を対象とする。

第3章 資産及び会計

（基本財産）

第5条 本会の目的である事業を行うための不可欠な財産は、理事会の決議を経て基本財産とすることができる。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、かつ評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）

第8条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書

- 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（定数）

第9条 本会に、評議員5名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

（任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第12条 評議員に対して、各年度の総額が4,800,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第2節 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（ 開 催 ）

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内
に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（ 招 集 ）

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決
議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由
を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集
しなければならない。

（ 議 長 ）

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の
中から選出する。

（ 決 議 ）

第18条 評議員会の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議
員を除く評議員の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関
係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって
行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 三 定款の変更
- 四 基本財産の処分又は除外の承認
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及びその会議に出席した評議員から選任された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上 10名以内
 - 二 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、3名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から

選定する。

- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より副理事長、専務理事又は常務理事を選定することができる。
ただし、副理事長は1名、専務理事は1名、常務理事は1名とする。
- 5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の残存期間と同一とする。

(平成28年3月23日 本号改定)

- 4 役員は、第22条第1項で定める定数に足りなくなる時は、任期の満了は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、

解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第28条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

第2節 理 事 会

(構 成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- 四 規則の制定、変更及び廃止

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとみなす。

(開 催)

第34条 理事会は、定時理事会として毎年度5月及び3月に2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(合併等)

第37条 本会は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第38条 本会は一般法人法第202条第1項、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

(剰余金の配分の禁止)

第39条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の処分)

第40条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第41条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第42条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 理事、監事及び評議員の名簿
- 三 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- 四 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類
- 五 役員及び評議員の報酬規程
- 六 事業計画書及び収支予算書
- 七 事業報告書及び計算書類等
- 八 監査報告書
- 九 その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか第43条第2項の定めによるものとする。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(公 告)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事は、矢谷令子とする。

平成28年3月23日変更